

喫煙所の指定に関する要綱

令和元年8月15日 区長決裁

令和8年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 きれいなまち渋谷をみんなで作る条例(平成9年渋谷区条例第41号。以下「条例」という。)第2条第12号に規定する指定喫煙所について、きれいなまち渋谷をみんなで作る条例施行規則(平成10年渋谷区規則第31号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常設指定喫煙所 期間を区切らずに設置される区長の指定を受けた喫煙所
- (2) 臨時指定喫煙所 イベントの実施に際し、当該イベントの期間において設置される区長の指定を受けた喫煙所

(申請)

第3条 規則第1条の3に規定する指定喫煙所の指定(以下「指定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、喫煙所指定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に所要の事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付した上で、区長に申請するものとする。

- (1) 喫煙所の配置図、平面図及び立面図
- (2) 受動喫煙の予防対策に関する書類
- (3) 設置場所の使用権原等を証明する書類

2 前項の場合において、当該申請が臨時指定喫煙所の指定に係る申請の場合には、申請者は、前項各号の書類に加えて、イベントの実施計画書、パンフレットその他イベントの実施に係る書類を提出しなければならない。

3 区長は、指定を行う上で必要があると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる書類の提示又は提出を求めることができる。

- (1) 申請者の本人確認書類(申請者が法人である場合は法人を確認できる書類)
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(指定要件等)

第4条 区長は、前条第1項の申請があった場合は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たしている場合に指定することができる。

- (1) 喫煙所であることが明示されていること。
- (2) 喫煙できる範囲が明らかであること。
- (3) 喫煙所の形状が「屋外分煙施設の技術的留意事項について(通知)」(平成30年11月9日健発1109第6号。厚生労働省健康局長通知)に準じていること。

2 区長は、前条第1項の申請が臨時指定喫煙所の申請である場合は、前項各号の要件に加えて、申請者が喫煙所を設置しようとするイベントの主催者、共催者又はそれに類する者であること及び当該イベントの実施体制が明確になっていることを確認して、指定するものとする。

3 申請者は、指定喫煙所の設置に当たっては、条例、規則その他の関係法令を遵守しなければならない。

(指定)

第5条 区長は、前条の規定により指定することを決定したときは、規則第1条の3の規定に基づき告示により指定を行い、申請者には、喫煙所指定通知書(別記第2号様式)を交付する。

(指定番号台帳)

第6条 区長は、前条の規定により指定したときは、喫煙所指定番号台帳(別記第3号様式)に所定の事項を記録するものとする。

(指定の解除)

第7条 区長は、臨時指定喫煙所にあつては、喫煙所指定通知書に記載した指定期間(以下「指定期間」という。)の経過をもって、その指定を解除する。

2 前項の場合において、申請者が指定期間の途中で指定の解除を希望するときは、解除希望日の2週間前までに喫煙所指定解除届出書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

第8条 区長は、次の各号に掲げる事由がある場合は、申請者に対し、喫煙所指定解除通知書(別記第5号様式)により通知し、指定を解除することができる。

- (1) 指定喫煙所が第4条第1項及び第2項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 指定喫煙所の周辺の環境に著しい変動があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定を解除することが相当と認めるとき。

2 前項の場合において、区長は指定を解除するときは、あらかじめ申請者と協議するものとする。

(指定の取消し)

第9条 区長は、申請者が詐偽その他不正な手段により指定を受けたと認めるときは、申請者に対し、喫煙所指定取消通知書（別記第6号様式）により通知して、直ちに指定を取り消す。

(指定の解除及び取消しの告示)

第10条 第7条、第8条及び前条の規定による指定の解除及び取消しは、告示することにより行う。

(委任)

第11条 この要綱の実施について必要な事務手続については、環境政策部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に設置してある既存の指定喫煙所は、この要綱により指定したものとみなす。

附 則（令和8年3月24日決裁）

この要綱は令和8年4月1日から施行する。